

契約総論

科目ナンバリング CIL-202
必修 2単位

露木 美幸

1. 授業の概要(ねらい)

この授業では、民法※の範囲の中でも契約総論の部分を選び、いかにすれば契約を締結することができるか、いったん締結した契約をなかつたことにするにはどのような意思表示が必要か、契約が成立する前に損害が発生した場合には損害賠償を請求することができるのか、双務契約を締結した後一方の債務が履行不能になった場合には反対債務はどのように取り扱うべきなのかなどについて、日本の民法はどのような規律をしているのかについて学び、判例や学説ではどのような解釈をしているのかを理解することをその内容とする。

※

民法1条から174条までの部分が民法総則、民法175条から724条の2までが財産法(物権法(物権総則(民法175条から179条)・物権各論(占有権(民法180条から205条)・所有権(民法206条から264条)・用益物権(民法265条から294条)・担保物権(民法295条から398条の22))・債権法(債権総則(民法399条から520条の20)・契約法(契約総則(民法521条から548条の4)・契約各論(民法549条から696条))・事務管理法(民法697条から702条)・不当利得法(民法703条から708条)・不法行為法(民法709条から724条の2))、民法725条から1050条までが家族法(親族法(民法725条から881条)・相続法(民法882条から1050条))に該当する。

2. 授業の到達目標

- ①法律学の基礎的知識を身につけること
- ②民法の契約法の全体像を俯瞰することにより、ビジネスの基本となる契約の基礎を学ぶこと。

3. 成績評価の方法および基準

期末試験50%
リフレクションシート50%

4. 教科書・参考文献

参考文献
判例六法 有斐閣

5. 準備学修の内容

前の週に取り上げたテーマに関する重要論点を自宅自習

6. その他履修上の注意事項

条文や判例を闇雲に暗記するのではなく、各事案を自らの頭で考え、事案に潜む問題点を抽出し、抽出した問題点を解決する方法を探究する能力を身につけていただきたい。

7. 授業内容

- 【第1回】 はじめに
契約締結過程と権利変動
- 【第2回】 実務で学ぶ契約総論
- 【第3回】 契約の成立:申込と承諾①
一般的な契約成立
- 【第4回】 契約の成立:申込と承諾②
特殊な契約成立
- 【第5回】 契約の成立:申込と承諾③
第三者が受益者となる場合
- 【第6回】 契約書フォーマット
- 【第7回】 契約と履行の場所、時期、方法
- 【第8回】 契約と所有権移転
- 【第9回】 契約と瑕疵担保
- 【第10回】 契約と給付障害①
その1不可抗力による給付障害
- 【第11回】 契約と給付障害②
その2債務者の帰責による給付障害
- 【第12回】 契約と給付障害③
その3債権者の帰責による給付障害
- 【第13回】 解除①
- 【第14回】 解除②
- 【第15回】 まとめ